

# 奈良県テニス協会 ガバナンス規定

作成：2023/6/11

(スポーツ団体にガバナンスの強化が求められる近年の傾向に対応するべく、規定する。)

全体方針 奈良県テニス協会のガバナンス、コンプライアンスを確保するために、

「決め方を先に決めておく」→明文化し、周知徹底する

例：代表選手、強化指定選手の決め方、役員、スタッフ、お金の使い方 等

目的 1 「奈良県テニスの価値増大のための、権限と責任の分配の仕組み」とする。

2 「奈良県テニス協会の”健全性”と”経営の合理化”」を確保する。

必要性 1 多くの利害関係者（加盟団体、選手、協力者、支援者 等）が存在する

2 各種公的支援（奈良県、県下自治体、日本テニス協会他）の対象になっている

3 大きな社会的影響力を有するとともに公共性の高い団体である

→特に高いレベルのガバナンスの確保が求められている。

規定 1 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し、公表する。

(組織運営基本方針は、従来の「組織運営規定」の通り)

2 競技（不正行為、ドーピング等）、運営での不正行為、ハラスメント、暴力行為の根絶に向けコンプライアンスの徹底を図る。

指導者、競技者、関係者に対するコンプライアンス教育を実施する。

3 公正かつ適切な会計処理を行う。

財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守する。

会計処理を公正かつ適切に行うため、実施体制を整備する。→経理規定の整備

(別途、経理規定参照)

以下の3つの役割はすべて別々の担当者とする。(複数の目でチェックする)

i) 購入の決定を決める担当者：常任理事会

特に予算執行においては、10万円以上の案件は、事前に予算案を常任理事会に提出し、その承認を得たうえで実行する。

ii) 実際にお金を支払う担当者：出納担当

iii) 会計帳簿に記録する担当者：会計責任者

4 情報開示を適切に行うとともに、組織運営にかかわる情報を積極的に開示する。

組織運営の透明性を確保する。

①組織運営に重要な影響を及ぼしうる役職員の選任に関する情報

②利害関係者に重要な影響を及ぼしうる情報

例：選手選考に関する規定 等

③利害関係者に説明責任を果たすうえで、開示が適切と考えられる情報

例：会員の条件、会費の徴収と会計処理（使途等）の状況など

④上位大会出場選手およびコーチ、監督の選定条件、規定

(上位大会向け選手は既存の「代表選手選考規定」に即し、コーチ、監督その他は「役員選定規定」に即する。)

- i) 国民スポーツ大会、近畿ブロック予選出場選手は、県選手権上位者及び県テニス協会推薦者による「代表選考会」で決定する。  
ねんりんピック、マスターズ出場選手は、それぞれ、シニア元気フェスタ、マスターズ県予選の上位者で決定する。
- ii) コーチ、監督は「日本スポーツ協会コーチ2以上」の資格者から選定する。

⑤役員選定規定

- i) 理事は役員会、各クラブ推奨及び奈良県テニスの振興に貢献が期待される人物から選定する。常任理事はその中から選定する。
- ii) 任期は原則として10年とする。10年を越えて在任することが無いよう再任回数の上限を設ける。(役員の新陳代謝促進のため)
- iii) 組織運営及び業務執行上、10年を越えて引き続き在任することが必要な理事については、常任理事会で実績等を適切に評価し、承認することができる。

⑥通報窓口、懲罰制度、危機管理及び不祥事対応体制

(通報窓口)

奈良県テニス協会 Eメールアドレス [nara.t.a-office@kcn.jp](mailto:nara.t.a-office@kcn.jp)

(懲罰規定)

- ①下記条件に該当する場合、その該当者、選手またはチームを処分する。
  - i) 法令に反する行為(一般法並びにハラスメント、ドーピング 等)
  - ii) 反社会的行為(暴力、詐欺、脅迫 等)
  - iii) 奈良県テニス協会及びその加盟団体に対する悪質な背任、名誉棄損行為
  - iv) その他、訴えがあり奈良県テニス協会理事会で悪質とみなされた行為
  - v) 処分内容は、奈良県テニス協会理事会で実態を審議し、決定・実行する。
- ②下記条件に該当する場合、その該当者、選手またはチームを出場停止とする。
  - i) 法令に反する行為(一般法並びにハラスメント、ドーピング 等)
  - ii) 反社会的行為(暴力、詐欺、脅迫 等)
  - iii) 奈良県テニス協会及びその加盟団体に対する悪質な背任、名誉棄損行為
  - iv) その他、訴えがあり奈良県テニス協会理事会で悪質とみなされた行為
  - v) 募集要項で禁止している行為(重複出場、経歴詐称、参加資格虚偽 等)

出場停止期間

i	内容により、県テニス協会常任理事会にて決定する。
ii	内容により、県テニス協会常任理事会にて決定する。
iii	内容により、県テニス協会常任理事会にて決定する。
iv	内容により、県テニス協会常任理事会にて決定する。
v	参加予定の大会または相応の期間を同上常任理事会で決定する。

- ③奈良県テニス協会及びその加盟団体、選手に対する悪質な行為が協会構成員からなされた場合、奈良県テニス協会常任理事会で実態を審議し、処分を決定し、実行する。

(危機管理及び不祥事対応体制)

- ①危機有事、不祥事発生時は、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策を検討する調査体制を速やかに構築する。
- ②外部調査委員会を設置する場合、独立性、中立性、専門性を有する外部有識者を中心に構成する。

**【付帯事項】**

以上に定める以外に必要な規定が発生した場合は、スポーツ庁既定の「一般スポーツ団体向けガバナンスコード」に基づいて対応する。  
「中央団体向けガバナンスコード」も参考にする。

以上